

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(令和8年5月受付)

申請をしなければ就学支援金等の支援を受けることができません！

○ **5月15日(金)までに**、申請をおこなってください。

(A) **日本国籍をお持ちの生徒⇒オンライン申請が可能です。**

・ e-Shien にログインしてください。

<e-Shien ログイン画面>



(<https://www.e-shien.mext.go.jp/>)

・ 配付された「高等学校等就学支援金ログイン ID 通知書」に記載のログイン ID 及びパスワードを入力し、システム上で申請をおこなってください。

(1) 意向登録(新入生・未申請者)

「意向の登録(就学支援金を申請する・しない)」については、全員登録する必要があります。

(2) 受給資格認定申請・在校生受給資格確認 申請

●新入生等：「申請者向け利用マニュアル 新規申請編」参照

●在校生：「申請者向け利用マニュアル 変更手続編(在校生受給資格確認)」参照

(B) **日本国籍をお持ちでない生徒⇒書類での申請が必要です。**

●新入生等：「高等学校等就学支援金(申請手続き)【新入生等用】」参照

●在校生：「高等学校等就学支援金(申請手続き)【在校生用】」参照

(1) 書類の記入と提出

次の書類を記入・取得し事務室へ提出してください。

①申請書(受給資格認定申請書または受給資格確認申請書)

②国籍・在留資格等確認書類

個人番号(マイナンバー)カードの写しはご利用いただけません。

※「新入生等」とは、今まで一度も就学支援金を申請したことがない在校生、前回の審査結果が「認定」以外の在校生も該当します。

「在校生」とは、前回の審査結果が「認定」となった生徒が該当します。